

だい3しょう だい6きたまししょうがいふくしけいかく だい2きたまししょう じふくし
第3章 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉

けいかく
計画

しょうがいふくしサービス、障がい児支援等のサービス提供体制の確保に関する考え方については、国の基本指針に基づき、次のとおりとします。

1 サービス提供体制の確保に関する考え方

○ 質の高いサービスを提供するためには、サービスの供給体制が整っている必要があります。しかし、市内の各事業所においては、サービス提供を行う人材の確保・育成や処遇面の改善などが課題となっています。

○ 障がいのある方の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的にサービス提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、人材の確保に向けた取組を事業所のご意見を伺いながら検討します。また、処遇面の改善に向けて、国や都に働きかけていきます。

○ サービス提供の前提として、「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」（令和2年7月施行）等に基づき、障がい者の人権を尊重し、不当な差別的な取扱いを禁止するとともに、合理的な配慮が受けられるようにします。

○ 「多摩市障がい者生活実態調査」では、「障害者差別解消法」や「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を知らないと回答している方が多い状況です。このため、リーフレットの配布、講演会等を通じて差別解消や障害理解を広める取組を進めるとともに、「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」で具体的な取組を検討します。

○ また、「多摩市障がい者生活実態調査」において、多くの方が、「どこに福祉関連の情報

があるかわからない」、「わかりやすい情報提供が少ない」、「社会参加のきっかけとなるわかりやすい情報提供」が必要と回答しています。

必要な情報を確実に、正しくお伝えし、必要なサービスや支援、社会参加につなげられるよう、ルビを振る、絵や図を使った資料の活用、筆談や読み上げなど個々の障害特性に配慮した方法によって情報提供を行います。また、情報発信について、近年はSNSなど様々な手段がありますが、どのようにしたら上手く伝わるのか、効果的な発信方法について多摩市地域自立支援協議会などで検討を行います。

- 「障害者総合支援法」の理念(※)を踏まえ、障がい者等の自己決定を尊重しながら、自立と社会参加の実現を図るための取り組みを進めます。
- 市の「多摩市地域福祉計画」と連動しながら、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、相談支援体制の充実・強化や、地域生活支援事業の移動支援、意思疎通支援などを活用し、多様な社会参加に向けた支援など包括的な支援体制の構築に取り組めます。
- 「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」の基本理念(※)を踏まえ、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障害の状態にかかわらず、早い段階から身近な地域で生活できるよう支援の充実を図ります。また、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携の上、ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、地域の保育、教育等と協働した支援を利用できるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン(社会的孤立・排除等から援護し、地域社会の一員として包み支え合うこと))を推進します。

(※) 障害者総合支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援法の基本理念

◎ 障害者総合支援法

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、
全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえ
のない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重
し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限
りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を
受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活する
かについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生すること
を妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を
営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
の除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

◎ 児童福祉法

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育され
ること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やか
な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される
権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野
において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の
利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければなら
ない。

○2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的
責任を負う。

○3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに
育成する責任を負う。

◎ 子ども・子育て支援法

第二條 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する考え方

○ 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。このことにより、障害者等の地域における生活の維持、継続が図られるようにします。

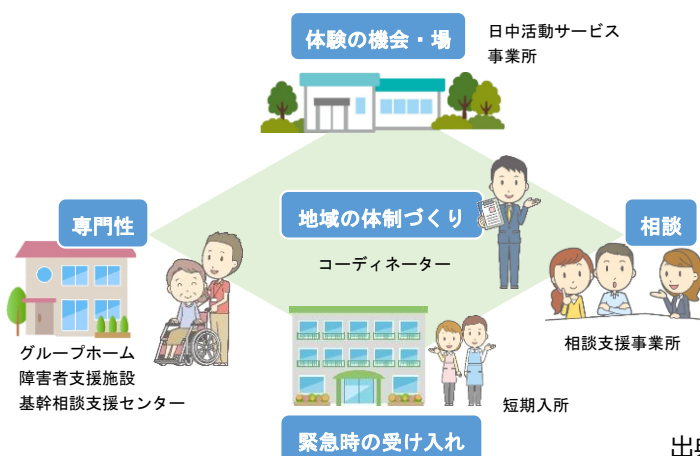
○ 入所等から地域生活への移行、地域での自立生活の継続を支援するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業などのサービス提供を推進します。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個別のニーズの把握に努めます。

○ 多摩市には、重度障がい者や発達障がい者を医療・福祉の両面で支える療育施設、知的障がい者の入所施設、入院もできる精神科病院や、個々の障害の状況にあった支援が行える地域の障害福祉サービス事業所などがあり、障がいのある方々の生活を支えています。地域生活支援拠点等の面的整備として、これらの特徴を生かし、現在あるネットワークを強化する形で、地域全体で障がい者の生活を支える体制を整備します。

○ 精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多摩市で国に先駆けて取り組んでいる、横断的な相談・支援体制である「多摩市版地域包括ケアシステム(11ページ参照)」の中で、国の基本指針に基づく「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた検討を進めていきます。

○ 就労支援について、就労移行支援や就労定着支援を推進するとともに、障害者総合支援法外の事業として実施している市の就労支援センター事業や障がい者チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業やその他庁内各部署で行っている就労支援事業も活用することで、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や定着を進めます。

【(※) 厚生労働省の示す地域生活支援拠点等の面的整備のイメージ】



出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等の整備について」

(2) 障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方

- 早い段階で障害に気づき、本人やその家族等が、障害の状態や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で障害福祉サービスや障がい児支援が受けられるよう、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、学童クラブ等や、市役所内の関係部署と緊密な連携を図るとともに、事業所等連絡会も活用しながら児童の発達に関わる相談・支援機関との連携を深め、地域における支援体制の整備を推進します。
- 保育所等訪問支援や医療的ケア児への支援等を実施する事業所による、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、学童クラブ等の児童の育ちの場での支援体制を構築し、障がい児の社会参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 卒業時において、就労も含め、卒業後の支援に円滑に引き継がれるよう、教育委員会と障害福祉サービスを提供する事業所等との連携体制を構築します。
- 専門的な支援が必要な障がい児（重症心身障がい児、医療的ケア児等）への支援策について、「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」において、コーディネーターの配置を含めて検討を行います。
- 発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、個々の障害特性に応じた支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関を確保することが重要です。また、発達に配慮が必要な児童が、専門医療機関の初診までの待機期間が長くなっていることが課題であり、地域の医療機関との連携や相談支援体制等の検討を行います。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する考え方

- 障がいのある方が、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、地域の相談支援体制について改めて検証・評価を行い、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害分野の相談支援体制だけでなく、分野を超えて地域で関係機関が連携できるよう、地域における相談支援体制の強化を図ります。
- 障がい児本人やその家族等へ、障害がはっきりわからない段階から、個々の発達の状態に応じて、関係機関と連携しながら継続的な相談支援を行います。相談支援は

かんけいきかんをつなぐ重要な役割を担っているため、事業所等連絡会や研修等を通じて、その質の確保と向上を図りながら、支援の提供体制の構築を進めます。

- 発達障がいやその傾向のある方に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者（児）等の家族支援を関係機関と連携しながら充実を図ります。

2 新型コロナウイルス感染症対策と感染症を踏まえた災害対応について

- 新型コロナウイルス感染症は、この先すぐに終息するものではなく、中長期的に影響を及ぼすものと考えられます。その中でも、障害福祉サービス、障がい児支援等のサービスは、利用者やその家族にとって欠かせないサービスであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者へ必要なサービスが継続的に提供されるようにしていく必要があります。
- これまで、市では、障害福祉サービス事業所への支援策として、感染防止対策に必要な費用などに使える応援金や、施設で集団感染が発生した場合に使える給付金の創設、国通知に基づく一定の要件のもと無資格者によるサービス提供を認める取扱い、放課後等デイサービスの利用者負担の一部免除、障がい者就労施設への布製マスク業務委託、人工呼吸器非常用電源設備購入費助成、都一括購入・市備蓄マスクの配布、国が優先調達したエタノール配布などの取り組みを行ってきました。
- 今回の新型コロナウイルス感染拡大による影響について、「多摩市障がい者生活実態調査」では、障がい当事者のうち、約4割の方が生活必需品や医薬品、衛生用品等入手できずに困っていたことや、約1割強の方が利用サービスを自粛したと、約5割弱の方が外出自粛により日常の気分が落ち込むなどの変化があったと答えています。
- また、市内事業所からは、「計画策定に係る事業所アンケート」等を通じて、就労継続支援事業所の工賃収入が減少していること、密を避けるためのスペース確保が難しいこと、感染を防ぐための送迎対応で苦勞されていること、マスクや消毒用アルコールなどの物的支援の継続が必要なこと、感染者が発生した場合の対応マニュアルや情報共有の仕組みが必要なことなど様々なご意見をいただいています。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の流行時に、地震や台風など災害が発生した場合の対応について、障がい当事者からは「災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわかるように知らせてほしい」などのご意見や、事業所や支援者からも災害時の避難や支援体制の強化など様々なご意見をいただいています。

○ こうしたご意見を踏まえ、個々の状況やニーズを踏まえた対応ができるよう、市としてどのような支援ができるのか検討していきます。特に、災害時の避難については、これまでの災害への対応で様々な課題が浮き彫りになったことから、二次避難所の早期開設や避難手段の確保、避難訓練の実施など、現状の課題に対応できるよう幅広く検討を進めていきます。また、災害時における偏見や差別を防止するため、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、障がい者への差別解消や障害・障がい者への理解を広める取り組みを進めていきます。

3 サービス提供体制の確保に係る目標

国の基本指針に基づき、次のとおり、サービス提供体制の確保に係る目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

- ① 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ② 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

※ 第5期計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、上記の割合に、未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。

① 施設入所者の地域生活移行者数については、第5期計画では目標値4人に対し、実績は4人で目標を達成する見込みです（令和2年9月時点）。

第6期計画では、国の考え方に即し、令和元年度末時点の施設入所者86人の6%以上（7.0%）が地域生活へ移行することを目標とします。このため、地域生活へ移行を希望される方がいる場合には関係機関と連携を図りながら、移行できるよう支援します。

② 施設入所者数については、第5期計画では89人以下という目標に対し、実績は88人で目標を達成する見込みです（令和2年9月時点）。

第6期計画では、地域へ移行する方がいる一方で、入所待機者も一定数いる現状を踏まえ、第5期の本市の考え方を引き継ぎ、令和2年9月現在の施設入所者数88人以下を目標とします。

【第6期目標】

項目	目標
① 施設入所者の地域移行者数	6人 (令和元年度末時点の施設入所者86人の6%以上)
② 施設入所者数	88人以下 (令和2年9月現在の施設入所者数88人以下)

(参考) 第5期振り返り ※ B～Eの実績値は、令和2年9月時点の値

	項目	実績値
A	平成28年度末時点の施設入所者数	87人
B	新たな施設入所者数	10人
C	施設入所者の地域生活移行者数 【当初目標】 4人	4人
D	施設入所者の地域生活移行者数以外の施設退所者数	5人
E	令和2(2020)年度末時点の施設入所者数(見込) 【当初目標】 89人以下 (A+B-C-D)	88人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の考え方》

- 令和5年度において、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする。
- 令和5年度末における、精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- 令和5年度において、精神病棟における早期退院率を入院後3カ月69%以上、6カ月86%以上、1年時点の退院率92%以上とする。

①～③の、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病棟における早期退院率については、都道府県が数値を設定することから、本市においては数値設定を行いません。

本市では、東京都が算出した、長期入院患者の地域生活への移行に伴う多摩市の基盤整備量●人(東京都が算出次第、人数を記載)という数値を踏まえ、グループホームの整備や必要な地域相談支援、障害福祉サービス等を見込み、退院後の生活基盤の整備を図ります。

なお、第5期計画における成果目標「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」については、事業所等連絡会や関係機関へのヒアリングなど現場の意見を伺いながら検討を行いました。令和2年度までの協議の場の設置には至りませんでした。

今後、多摩市で国に先駆けて取り組んでいる、横断的な相談・支援体制である「多摩市版地域包括ケアシステム(11ページ参照)」の中で、国の基本指針に基づく「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた検討を進めていきます。

第6期計画では、障害分野に特化した相談体制について検討するため、令和3年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、令和5年度末までの間、年1回以上開催することを目標とします。

だい 6 きもくひょう
【第6期目標】

項目
① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
② 精神病床における1年以上長期入院患者数
③ 精神病棟における早期退院率
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置

⇒

目標
市では数値設定しない (東京都で数値設定)
令和3年度までに協議の場の設置 令和5年度末までの間、年1回以上開催

⇒

(3) 地域生活支援拠点等の整備

《国の考え方》

令和5年度末までの間、拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討する。

- ※ 地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能
- ① 相談体制（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホーム等への入居等）
- ③ 緊急時の受入れ・対応体制の確保（短期入所の利便性・対応力の向上等）
- ④ 専門性の確保（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等）

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、上記の5つの機能を集約する多機能拠点整備型、又は拠点の整備を行わず、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型があります。

本市では、平成28年度から地域自立支援協議会の下部組織である「地域生活支援専門部会」において、市内事業所や医療機関を対象としたアンケートなどを踏まえて検討した結果、現在のネットワークを強化する形での面的整備型により整備するものとしています。

多摩市には、重度障がい者や発達障がい者を医療・福祉の両面で支える療育施設、知的障がい者の入所施設、入院もできる精神科病院や、個々の障害の状況にあった支援が行える地域の障害福祉サービス事業所などがあり、障がいのある方々の生活を支えています。

今後、これらの特徴を生かし、現在あるネットワークを強化する形で具体的な検討を行い、個々の機関の役割分担を明確化し、地域全体で障がい者の生活を支える面的体制を整備する予定です。

第6期計画では、個々の機関の有機的な連携による支援体制の構築に向け、国の考え方に即し、令和5年度末までの間、地域生活支援専門部会を年1回以上開催し、運用状況を検証及び検討することを目標とします。

【第6期目標】

項目
地域生活支援拠点等の整備、確保

目標
令和5年度末までの間、地域生活支援専門部会を年1回以上開催し、運用状況を検証及び検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の考え方》

- ① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。また、各サービスにおける就労移行の目標値は次のとおりとする。
- (ア) 就労移行支援事業から一般就労への移行者数：1.30倍以上
 - (イ) 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数：1.26倍以上
 - (ウ) 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数：1.23倍以上
- ② 障がい者の一般就労の定着に係る目標値について、次のとおりとする。
- (ア) 令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
 - (イ) 令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- ※ 第5期計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、上記の割合に、未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。

- ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数については、第5期計画では、目標値23人に対し、実績値14人で目標を下回りました。第6期の目標値の設定に当たっては、国の考え方では、第5期計画における数値目標の未達成割合を加味することとされています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比べ一般就労への移行が難しくなっている状況があることから、第5期における数値目標の未達成割合は加えないものとします。その上で、国の考え方に即し、令和5年度の目標値を下表のとおり設定します。
- ② 障がい者の一般就労の定着に係る目標値については、第6期計画において新たに設定されました。国の考え方に即し、令和5年度の目標値を下表のとおり設定します。

【第6期目標】

項目	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値	目標値の設定根拠
① 福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	14人	20人	実績14人の1.27倍以上 (国の考え方と同じ)
(ア) 就労移行支援事業から 一般就労への移行者数	12人	16人	実績12人の1.30倍以上 (国の考え方と同じ)

(イ) 就労継続支援A型事業から 一般就労への移行者数	0人	1人	国の考え方では1.26倍以上の増加を 目指しているため0 ⇒ 1人とする。
(ウ) 就労継続支援B型事業から 一般就労への移行者数	2人	3人	実績2人の1.23倍以上 (国の考え方と同じ)
(2) (ア) 就労定着支援事業利用者数		14人	(1)の目標値20人のうち、 7割以上の14人が就労定着支援 事業を利用(国の考え方と同じ)
(イ) 就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の割合		—	多摩市内には就労定着支援事業所 がないため、目標設定しない。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター（※1）の設置及び保育所等訪問支援（※2）の充実

《国の考え方》

① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(※1) 児童発達支援センターは通所サービスを利用する児童やその家族に対する支援を行うほか、専門機能を活かして地域の児童やその家族への相談、発達支援が必要な児を預かる施設への助言・支援を行うなど、地域の中核的な療育支援施設であり、人口10万に1カ所が設置の目安とされています。

(※2) 保育所等訪問支援は保育所や幼稚園、学校等に通っている障がいのある児童や発達支援が必要な児童が、集団生活において、より過ごしやすくなるように、療育の専門職が保育所等に出向き、職員に対して助言・支援を行う事業であり、標準的には2週間〜1回程度の利用が目安とされています。

① 本市では、児童発達支援センターの指定を受けている事業所が1カ所あり、目標は達成しています。さらに、障害福祉課の発達支援室においても、発達障害児（者）に対する総合相談、児童発達支援事業、家族支援、関係機関への巡回相談等を実施しています。

相談件数が増加している中、相談や発達検査を受けるまでの予約待機期間が長くなっている課題があります。早期相談・支援ができるよう、地域支援体制の充実を図ります。

② 本市では、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において保育所等訪問支援を提供している事業所は3カ所となっており、国の示す目標は達成しています。

今後も保育所等訪問支援を適切に利用しながら、各々の生活集団において、一人ひとりの状況にあった支援が行われるよう関係機関との連携体制を構築していきます。

だい6 きもくひょう
【第6期目標】

こどもく 項目	
①	じどうはつたつしえんせんたーせっち 児童発達支援センターの設置
②	ほいくじょうほうもんしえんりょう 保育所等訪問支援を利用できる たいせいこうちく 体制の構築

⇒

もくひょう 目標	
せっちずみ 設置済み	
しないじぎょうしょ 市内の事業所において ほいくじょうほうもんしえんていきょうちゅう 保育所等訪問支援を提供中	

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

《国の考え方》
重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。

本市では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2カ所、放課後等デイサービス事業所が3カ所あり、既に目標を達成しています。

今後、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、支援を行う上での課題を整理するとともに、重症心身障がい児のニーズを踏まえ、必要な支援体制を検討していきます。

だい6 きもくひょう
【第6期目標】

こどもく 項目	
①	主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を1カ所以上確保

⇒

もくひょう 目標	
1カ所以上設置済み	
児童発達支援事業所：2カ所 放課後等デイサービス事業所：3カ所	

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

《国の考え方》
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

本市では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、令和元年度に「多摩市医療的ケア児(者)連携推進協議会」を設置しています。

今後、協議の場において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討し、令和5年度末までにコーディネーターを1人配置することを目標とします。

だい6 きもくひょう
【第6期目標】

項目
①保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場
②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

目標
令和元年度に「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」を設置済み
令和5年度末までにコーディネーターを1人配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の考え方》
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、(3)の「地域生活支援拠点等の整備」にあわせて、相談支援体制の充実、強化等を図る必要があります。

このため、国の考え方に即し、令和5年度末までに、障害の状態や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化するための取組を実施します。

具体的な方法等については、令和2年度に厚生労働省が行っている調査研究結果において参考事例が示される予定であり、その内容を踏まえて取組内容を検討するものとします。

だい6 きもくひょう
【第6期目標】

項目
総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

目標
令和5年度末までに実施体制の確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の考え方》
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供することが重要です。

東京都では、サービスの質の向上等に向け、事業所の提供するサービスを専門的、

客観的な立場から評価する、第三者評価の取組が行われているところですが、多摩市においても、令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析・活用など障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

【第6期目標】

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	令和5年度末までに実施体制の構築

⇒

4 サービス見込み量の設定にあたって

(1) サービス見込み量の設定方法

○ サービス見込み量の設定にあたっては、これまでの実績や今後の見込みに基づき推計しています。新型コロナウイルス感染症によるサービス提供への影響や特別支援学校卒業後の利用者の見込みを含めるとともに、「多摩市障がい者生活実態調査」や「計画策定に係る事業所アンケート」の結果についても参考としています。

○ サービスによっては、提供体制が十分でないことが利用の低下を招いていることも考えられることから、見込み量を超える利用者ニーズがある場合においては、財政状況等を踏まえつつ必要なサービス量の確保を図っていく方針です。

(2) サービス提供体制を確保するための方策

○ 質の高いサービスを提供するためには、サービスの供給体制が整っている必要があります。しかし、市内の各事業所においては、サービス提供を行う人材の確保・育成や処遇面の改善などが課題となっています。

○ 障がいのある方の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的にサービス提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、人材の確保に向けた取組を事業所のご意見を伺いながら検討します。また、処遇面の改善に向けて、国や都に働きかけていきます。

○ 日中活動系サービス事業者の持続可能な運営やグループホームの整備等については、国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を行います。また、公共財産や、ニュータウン再生による創出用地等の進捗状況を踏まえ、総合的な支援を行います。

○ 障がい児への支援においては、医療的ケア児に対応できる事業所が少ないため、ニーズに沿ったサービス提供が行えるよう、関係機関と協議しながら体制の整備をすすめます。サービス量の確保とともに、複数の事業所を利用する障がい児も多いことから、事業所等連絡会において事業所間の連携体制の構築を支援し、円滑なサービス提供を行います。

5 各サービスの見込み量

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

- 多摩市が支給決定している利用者を対象としています。
- 令和2年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、令和2年度の上半期の実績等をもとに算定した推計値となります。

(1) 訪問系サービス（※）

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	295	303	312	306	312	318
	実績	312	301	268			
サービス量 （時間/月）	計画	19,173	19,748	20,340	19,920	20,311	20,701
	実績	19,276	18,978	18,876			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 障がい者の高齢化による介護保険サービスを利用するケースの増加などから、利用者数は減少傾向にあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していますが、一人当たり利用時間数は増加しています（令和元年度：63時間/月⇒70.4時間/月）。
- 居宅介護で一人当たり利用時間数が増えていることや、さらなる高齢化・重度化を見据え、利用ニーズの増加を見込んでいます。

(※) 訪問系サービスの内容

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など見守りも含めた介護を総合的に行います。平成30年4月から、入院時も一定の支援が可能となりました。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な

	じょうほう ていきょう だいひつ だいでく ふくむ いどう 情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
こうどうえんご 行動援護	じ こ ほんだんのうりよく せいげん ほう こうどう きけん かいひ 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
じゅうどしょうがいしゃなど 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	かいご ひつようせい たかいほう きょたくかいごとうふくすう さーびす 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

つねにかいご ひつよう ほう ひるま にゅうよく はいせつ しょくじ かいごとう おこなう そうさくてき
常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的
かつどうまた せいさん
活動又は生産活動の機会を提供します。

		だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい きしょうがいふくしけいかく けいかくち 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りょうしゃすう じん 利用者数 (人)	けいかく 計画	238	244	250	258	261	263
	じっせき 実績	222	249	250			
さーびすりょう サービス量 (日/月)	けいかく 計画	4,664	4,782	4,900	5,154	5,214	5,254
	じっせき 実績	4,952	4,765	4,863			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数・サービス量ともに、概ね計画どおり推移しています。
- 今後、特別支援学校卒業生の新規利用や地域移行者の利用による増加を見込みます。

② 自立訓練

じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いっていきかん しんたいきのうまた せいかつのうりよく
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の
こうじょう ひつよう くんれん おこないます きのうくんれん せいかつくんれん
向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

(機能訓練)

		だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい きしょうがいふくしけいかく けいかくち 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りょうしゃすう じん 利用者数 (人)	けいかく 計画	2	2	2	3	3	3
	じっせき 実績	2	3	2			
さーびすりょう サービス量 (日/月)	けいかく 計画	14	14	14	24	24	24
	じっせき 実績	13	24	17			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 機能訓練は、より専門的な訓練が求められ、施設自体が都内・近郊でも少ないことから、利用者数は2～3人でした。
- 利用者数、サービス量ともに実績と同程度で見込みます。

せいかつくんれん
(生活訓練)

		だい 5 きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい 6 きしょうがいふくしけいかく 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りようしゃすう にん 利用者数 (人)	けいかく 計画	6	6	6	12	12	12
	じっせき 実績	10	12	10			
さーびすりよう サービス量 (日/月)	けいかく 計画	42	42	42	130	130	130
	じっせき 実績	103	123	130			

だい 5 き じっせき だい 6 き み こ み
<第5期の実績・第6期の見込み>

- せいしんかびょういんとく ちいさいこうしゃ に ー ず けいかく うわまわり
精神科病院等からの地域移行者によるニーズがあり、計画を上回りました。
- りようしゃすう さーびすりよう じっせき どうていど すい い み こ み
利用者数、サービス量ともに実績と同程度で推移するものと見込みます。

③ しゅうろういこうしえん
就労移行支援

いっばんきぎょうとう しゅうろう きぼう かた いていきかん しゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじょう
一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上の
ひつよう しえん おこないます
ために必要な支援を行います。

		だい 5 きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい 6 きしょうがいふくしけいかく 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りようしゃすう にん 利用者数 (人)	けいかく 計画	66	75	86	65	69	73
	じっせき 実績	58	82	50			
さーびすりよう サービス量 (日/月)	けいかく 計画	528	600	688	699	742	785
	じっせき 実績	544	685	656			

だい 5 き じっせき だい 6 き み こ み
<第5期の実績・第6期の見込み>

- ふくしてきしゅうろう きぼう ほう ふ え た ぞうかけいこう れいわ
福祉的就労を希望する方が増えたことなどにより増加傾向にあります。令和
2 ねんど しんがたころ なう いる すかんせんしやう えいきやう げんしやう
2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- とくべつしえんがっこう そつぎょうよていしゃ しゅうろうけいぞくしえんじぎやう あせすめん とひやうか ぞうか
特別支援学校の卒業予定者や就労継続支援事業でのアセスメント評価による増加を
みこみます
見込みます。

④ しゅうろうていちゃくしえん
就労定着支援

いっばんしゅうろう いこう ほう しゅうろう ともなうせいかつめん かだい たいお う しえん おこないます
一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

		だい 5 きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい 6 きしょうがいふくしけいかく 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りようしゃすう にん 利用者数 (人)	けいかく 計画	14	16	18	14	14	14
	じっせき 実績	6	15	14			

だい5き じっせき だい6き みこみ
<第5期の実績・第6期の見込み>

53 ページ 目標設定したとおり、14人を目標値とします。

⑤ **就労継続支援**

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

(A型)

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	61	71	81	49	53	57
	実績	50	46	36			
サービス量 (日/月)	計画	829	965	1,101	870	941	1,012
	実績	794	740	699			

だい5き じっせき だい6き みこみ
<第5期の実績・第6期の見込み>

利用者数は50人前後で推移していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

特別支援学校の卒業生や一般企業等での就労が困難な方の利用ニーズがあるため、増加を見込みます。

(B型)

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	446	468	491	469	478	487
	実績	463	460	445			
サービス量 (日/月)	計画	6,768	7,106	7,461	7,012	7,146	7,281
	実績	6,057	6,677	6,843			

だい5き じっせき だい6き みこみ
<第5期の実績・第6期の見込み>

利用者数は横ばい・増加傾向にある一方、1人当たりの通所日数が増えたことから、サービス量は増加しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

特別支援学校の卒業生や、精神障がいのある方の利用希望も増えているため、増加を見込みます。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	25	25	25	25	25	25
	実績	25	25	25			
サービス量 (日/月)	計画	760	760	760	760	760	760
	実績	757	743	759			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数、サービス量ともに計画どおり推移しています。
- 過去の実績から、横ばいでの推移を見込んでいます。

⑧ 短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	138	154	172	130	140	150
	実績	129	131	54			
サービス量 (日/月)	計画	331	369	412	325	350	375
	実績	322	367	224			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数、サービス量ともに微増傾向にあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 今後、高齢化の進展等により、障がい者と同居する家族が入院する場合等における利用ニーズが増加するものと考えられるため、増加を見込みます。

③ 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	104	119	134	151	166	183
	実績	125	136	137			
サービス量 （日/月）	計画	3,161	3,617	4,073	4,286	4,712	5,198
	実績	3,064	3,221	3,315			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数は増加傾向にあります。サービス量は、体験利用のため少ない日数で決定するケースもあり、計画を下回っています。
- 「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いことや、市内及び近隣市でグループホームの新設予定があることを踏まえ、増加を見込みます。

《整備見込み量》

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数（人）	計画	67 （精神 13 知的 54）	75 （精神 13 知的 62）	91 （精神 21 知的 70）	110 （精神 20 知的 90）	122 （精神 24 知的 98）	134 （精神 28 知的 106）
	実績	79 （精神 13 知的 66）	85 （精神 17 知的 68）	89 （精神 16 知的 73）			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 精神病院等からの地域移行や「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いこともあり、市内グループホームの定員数は増えています。
- 精神障がい者用の施設整備については、精神病院等からの地域生活への移行を支援するため、4人ずつの増加を見込みます。
- 知的障がい者用のグループホームについては、令和3年度に17人定員の施設整備の予定があります。「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いことを踏まえ、令和4年度

いこう 8にん ぞうか みこみ
以降、8人ずつの増加を見込みます。

② 施設入所支援

しせつ にゅうしょ ほう やかん きゅうじつ にゅうよく はいせつ しょくじ かいごとう おこないます
施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

		だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい きしょうがいふくしけいかく けいかくち 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りょうしゃすう にん 利用者数 (人)	けいかく 計画	89	89	89	88	88	88
	じっせき 実績	85	87	88			
さーびすりょう サービス量 にち つき (日/月)	けいかく 計画	2,705	2,705	2,705	2,675	2,675	2,675
	じっせき 実績	2,507	2,594	2,617			

だい5き じっせき だい6き みこみ <第5期の実績・第6期の見込み>

- 49ページで目標設定したとおり、88人を目標値とします。

③ 自立生活援助

ひとりぐらし ひつよう りかいはく せいかつりょくとう おぎなう ていきてき きょたくほうもん ずいじ たいおう
一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応によ
り日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

		だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい きしょうがいふくしけいかく けいかくち 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りょうしゃすう にん 利用者数 (人)	けいかく 計画	—	—	—	1	1	1
	じっせき 実績	0	0	0			
さーびすりょう サービス量 にち つき (日/月)	けいかく 計画	—	—	—	1	1	1
	じっせき 実績	0	0	0			

だい5き じっせき だい6き みこみ <第5期の実績・第6期の見込み>

- へいせい30ねん4がつ しんせつ さーびす じっせき りょうしゃ きぼう
平成30年4月から新設のサービスであり、これまで実績はありませんが、利用者の希望
に於いてサービス提供できるように体制を整えます。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

- サービス利用支援…障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
- 継続サービス利用支援…支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (件/月)	計画	110	115	120	210	220	230
	実績	129	150	180			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- モニタリングの頻度を高めるため、訪問系サービスや短期入所などのモニタリング標準期間を短縮する見直しが行われたことにより、相談支援の実績が急増しています。
- この見直しにより、令和3年度までにかけて利用者数が増加する見込みです。

② 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がいのある方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	3	4	5	3	4	5
	実績	2	1	2			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 各年度1～2人の利用実績がありました。
- 第5期と同様に、増加を見込みます。なお、関係各所に支援体制の整備を働きかけるとともに、市と地域活動支援センターが連携し対応する体制も検討します。

③ ちいきていちゃくしえん
地域定着支援

きょたく たんしん せいかつ しょうがい かたなど たいしょう じょうじ れんらくたいせい かくほ
居宅において単身で生活している障害のある方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、
きんきゅうじ ひつよう しえん おこない
緊急時には必要な支援を行います。

		だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい きしょうがいふくしけいかく けいかくち 第6期障害福祉計画 (計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りようしゃすう 利用者数 にん (人)	けいかく 計画	3	3	3	3	3	3
	じっせき 実績	0	0	0			

だい5き じっせき だい6き みこみ
<第5期の実績・第6期の見込み>

- ちいきていちゃくしえん りようじっせき
地域定着支援については、利用実績がありませんでした。
- だい5き どうよう 3にん みこみます ちいきいこうしえん どうよう しえんたいせい せいび けんとう
第5期と同様に、3人を見込みます。地域移行支援と同様に支援体制の整備を検討します。

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発

地域の住民に対して障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
条例の周知啓発 (リーフレット、ポスター、 概要版、わかりやすい版)	計画	—	—	—	はいが 配布	はいが 配布	はいが 配布
	実績	—	—	はいが 配布			
障害理解啓発物 (心つなぐ・はんどぶっく)	計画	—	—	—			
	実績	はいが 配布	はいが 配布	はいが 配布			
講演会	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1			
出前講座	計画	4	4	4			
	実績	2	2	1			
市職員向け研修	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1			
障がい者とともにひとときの 和 (小中学校への出前授業)	計画	—	—	—			
	実績	2	2	2			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 第5期では、地域の住民や事業者に対し障がい当事者が障害への理解についてわかりやすく説明をする出前講座や、市民・事業者向けの各種講演会の開催、障がい当事者とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の配布などを行いました。
- 第6期では、今までの取組を引き続き実施するとともに、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づく「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」で具体的な取組を検討します。

② 自発的活動支援

障がいのある方やその家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的 活動支援	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	/		

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 障がい者の居宅介護において介護者の確保が難しい場合に、代わりに自立生活サポーターによる支援を可能とする自立生活サポーター支援事業を実施しました。
- 引き続き同事業を実施していくため、人材確保に努めるとともに、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援していきます。

③-1 相談支援 (a) 障害者相談支援(地域自立支援協議会の運営含む)

福祉サービスに係る情報の提供、地域での生活をしていくための支援、権利擁護のための必要な援助などを行います。地域自立支援協議会では、相談事業の評価や困難事例への対応に係る調整を行うほか、福祉サービス施策についての検討などを行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
地域自立支援協議会	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 障害者相談支援事業は、障害福祉課及び市内2カ所の地域活動支援センターの合計3カ所、また、地域自立支援協議会は障害福祉課が事務局となって実施しており、第6期計画においても引き続き実施します。
- 地域自立支援協議会は、本会議を年4回程度開催し、下部組織である権利擁護専門部会及び地域生活支援専門部会も必要に応じて開催する予定です。

③-2 相談支援 (b) 基幹相談支援センター等機能強化

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置し、総合的な相談支援機能の強化を図ります。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化	計画	1	1	1	機能として実施	機能として実施	機能として実施
	実績	機能として実施	機能として実施	機能として実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 第5期に引き続き、基幹相談支援センターの設置は見込まず、市が基幹的な役割を担っていくために、障害福祉課に専門職を配置し、総合的な相談支援機能の強化を図ります。

③-3 相談支援 (c) 住宅入居等支援

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等 支援	計画	—	—	—	検討	検討	検討
	実績	未実施	未実施	未実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 事業の基盤整備が整っておらず、利用のニーズについて現時点では見込みが不明瞭ですが、障がい者の自立や地域移行の推進、親亡き後を踏まえ、住まいの選択や確保は重要なものと認識し、入居を支援する制度も含め、多摩市における支援体制を検討していきます。

④ 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	2	4	4			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 第5期と同様に、4件を見込みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業数 (回数)	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 多摩南部成年後見センター（調布市、日野市、狛江市、稲城市、多摩市の5市で設立）により、法人後見の支援等を実施しており、今後も継続していきます。

⑥ 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣 (人)	計画	60	61	62	88	88	88
	実績	74	69	88			
要約筆記者派遣 (人)	計画	5	6	7	9	9	9
	実績	8	9	1			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 手話通訳者・要約筆記者ともに見込を上回る水準で推移しましたが、令和2年度の要約筆記者派遣は新型コロナウイルスの影響により利用が減少しました。
- 手話通訳者・要約筆記者ともに利用はほぼ横ばいであることから、第5期における最大値で各年度を見込みます。

⑦ 日常生活用具給付等

在宅の重度障がい者などに対して、日常生活上の困難を解消のするための用具を給付します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業 (件)	計画	3,272	3,461	3,661	3,443	3,550	3,661
	実績	3,110	3,146	3,282			
介護・訓練支援用具 (移動用リフトなど)	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	11	11	5			
自立生活支援用具 (特殊便器など)	計画	28	28	28	28	28	28
	実績	24	19	19			
在宅療養等支援用具 (ネブライザーなど)	計画	32	32	32	32	32	32
	実績	41	35	12			
情報・意思疎通支援用具 (ファックスなど)	計画	32	32	32	55	55	55
	実績	31	52	45			
排せつ管理支援用具 (ストマ用装具など)	計画	3,152	3,341	3,541	3,300	3,407	3,518
	実績	2,999	3,022	3,196			
住宅改修費	計画	8	8	8	8	8	8
	実績	4	7	5			

<第5期の実績・第6期の見込み>

○ 排せつ管理支援用具(ストマ用装具など)が全体の9割以上を占めており、その他の用具の件数は毎年度増減の変動がありますが、排せつ管理支援用具の増加により、全体の件数も増加しています。また、令和元年度より、情報・意思疎通支援用具として「人工鼻」を新たな給付項目として追加したため、情報・意思疎通支援用具の件数が増加しました。

○ 第6期では、排せつ管理支援用具(ストマ用装具など)については実績を踏まえ増加で見込みます。その他の用具については、年度間での実績に増減があることから、第5期計画の見込み量を据え置きとし、情報・意思疎通支援用具については人工鼻が給付項目に加わったため各年度55件で見込みます。

⑧ 手話奉仕員養成研修

聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業数	計画	36	36	36	36	36	36
(回数)	実績	36	33	0			

※ 上記のほかに市独自事業として要約筆記講習会を毎年21回ずつ実施予定

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催を中止しました。現時点(令和2年10月現在)では令和3年度の開催も未定ですが、例年通り実施するものとして見込みます。

⑨ 移動支援

知的、精神障がいのある方などが円滑に外出できるよう、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出の際の移動支援(ガイドヘルプ)を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所(力所)	計画	60	63	66	75	78	81
	実績	62	69	72			
利用者数(人)	計画	193	196	199	207	210	213
	実績	197	204	131			
利用時間数(時間/月)	計画	2,316	2,352	2,388	2,452	2,488	2,524
	実績	2,396	2,433	1,483			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用が減少しましたが、令和元年度までの実績に基づいて増加傾向で見込みます。
- 実施箇所及び利用者数は実績による伸び率、利用時間数は実績に基づき1人当たり平均11.85時間で見込みます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の日中活動の場を提供する事業で、次の3つがあります。

I型：相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

III型：地域の障がい者のための援護対策を実施します。

			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター 1 Ⅰ型	かしょ 力所 にんずう 人数 にち /日	けいかく 計画	2	2	2	2	2	2
		じっせき 実績	2	2	2			
		けいかく 計画	50	50	50	50	50	50
		じっせき 実績	34	35	28			
地域活動支援センター 2 Ⅱ型	かしょ 力所 にんずう 人数 にち /日	けいかく 計画	—	—	—	—	—	—
		じっせき 実績	—	—	—			
		けいかく 計画	—	—	—	—	—	—
		じっせき 実績	—	—	—			
地域活動支援センター 3 Ⅲ型	かしょ 力所 にんずう 人数 にち /日	けいかく 計画	—	—	—	—	—	—
		じっせき 実績	—	—	—			
		けいかく 計画	—	—	—	—	—	—
		じっせき 実績	—	—	—			

<第5期の実績・第6期の見込み>

○ 地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型は、主に相談支援事業を中心にその他事業として機能訓練、普及啓発活動、地域のボランティア育成支援、入浴サービス等を実施しています。施設や人員体制等から見ると大きな変化は見込めないと考えられることから、第5期計画の見込み量を据え置きとし、引き続き実施していきます。

(6) ちいきせいかつしえんじぎょう にんいじぎょう
地域生活支援事業（任意事業）

① につちゅういちじしえんじぎょう
日中一時支援事業

しんたいしょう ちてきしょう ほう かいごしゃ かぞく なんら りゆう かいご
身体障がい、知的障がいのある方で、介護者（家族）に何らかの理由があり、介護を
うけられないばあい につちゅう しせつ いちじてき あずかり ひがえり たんきにゆうしよさーびす
受けられない場合、日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスをおこないます
行います。

		だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画			だい きしょうがいふくしけいかく けいかくち 第6期障害福祉計画（計画値）		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じっしかしよ 実施箇所 かしよ （カ所）	けいかく 計画	14	15	16	15	15	15
	じっせき 実績	14	15	14			
りようしゃすう 利用者数 にん （人）	けいかく 計画	100	130	160	100	100	100
	じっせき 実績	92	73	61			
りようたんいすう 利用単位数 たんい じかん つき （1単位4時間/月）	けいかく 計画	400	520	640	400	400	400
	じっせき 実績	370	346	216			

<だい き じっせき だい き みこみ>
<第5期の実績・第6期の見込み>

- だい き じっしかしよ よこばい りようしゃすう たんいすう げんしよけいこう すい
第5期では、実施箇所は横ばい、利用者数と利用単位数はともに減少傾向で推移しました。
- りようしゃすう げんしよ いったい じゆよう みこみ かくねんど100にん けいかく
利用者数は減少しているものの、一定の需要はあるものと見込み、各年度100人を計画値とし、実施箇所・利用単位数ともに横ばいで見込みます。

② 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得その他の社会参加事業を実施します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(回)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0	/		
芸術・文化講座開催等事業(回)	計画	16	16	16	20	20	20
	実績	19	21	7	/		
点字・声の広報等発行事業(回)	計画	35	35	35	35	35	35
	実績	34	37	35	/		
自動車運転免許取得・改造助成(人)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	2	1	4	/		
デイ・水浴(福祉センター送迎)(人/月)	計画	120	130	140	120	120	120
	実績	104	99	71	/		

<第5期の実績・第6期の見込み>

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により件数が減少した事業もあったため、各事業とも令和2年度を除いた第5期の実績に基づき、第6期の数値を見込みました。

(7) (しょうがいじ しょうしえん) 通所支援

① 児童発達支援

しょうがっこうみしゅうがく しょう じどう はったつしえん ひつよう じどう たいしょう にちじょうせいかつ
 小学校未就学の障がいのある児童や発達支援の必要な児童を対象に、日常生活にお
 ける基本的な生活習慣の習得、集団生活への適応の練習、その他必要な支援を行う身近
 な療育の場です。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	70	80	90	75	85	95
	実績	66	67	65			
サービス量 (日/月)	計画	560	640	720	562	637	715
	実績	495	491	576			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 利用者数は横ばいですが、一人当たりサービス量は増加しています。
- 幼児期より療育を受けていきたいという要望があることや、市内事業所の新規開設による定員増による増加を見込みます。

② 医療型児童発達支援

したいふじゆう じどう たいしょう じどうはったつしえん ちりょう おこない
 肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援や治療を行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	0			
サービス量 (日/月)	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	11	5	0			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 医療型児童発達支援の施設が少なく、利用実績は1～2人でした。
- 第1期と同じ数値を見込みます。対象児童の発達状況や医療的な支援の必要度を考慮しながら、適切なサービス利用につなげていきます。

③ 放課後等デイサービス

しょうがっこうからちゅうがく、こうこうまでのがっこうに通う障がいのあるじどうや発達支援が必要なじどうをたいしょうに、ほうかご、なつやすみとう、ちようききゆうかちゆうにおいて、せいかつのうりよくこうじようをかつどう、しゃかいとのこうりゆうのそくしんをそこのたひつようしえんをすすめていきます。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	340	380	420	384	399	415
	実績	344	374	369			
サービス量 (日/月)	計画	3,298	3,686	4,074	3,302	3,431	3,569
	実績	2,753	3,149	3,211			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 利用者数、サービス量ともに増加傾向です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 身体障害者手帳・療育手帳所持児以外の発達支援が必要な児童の療育環境を整えたいという保護者のニーズは今後も増加が予想されるため、引き続き増加を見込みます。また、事業所等連絡会での情報共有や勉強会等を通して各事業所のサービスの質の確保及び向上を図り、サービスを必要とする児童に適切な支援が行き届くよう体制を整備します。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中又は今後利用する予定の、障がいのあるじどうや発達支援が必要なじどうをたいしょうに、じどうの発達に関するかんするかくしゆせんもんしよくが、じどうがしゅうだんせいかつをいとなむほいくしよとうのしせつをていきてき、ほうもんをほいくしよとうにおけるしゅうだんせいかつをてきおうするせんもんてきしえんをおこなって定期的訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	9	18	27	16	18	20
	実績	0	11	14			
サービス量 (日/月)	計画	18	36	54	11	12	14
	実績	0	7	11			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 令和元年度から、徐々に利用が増えています。

- 実績に基づき増加を見込みます。早期に一人ひとりの状況に合った支援ができるよう、保育所や幼稚園、学校等の関係機関との連携体制を構築していきます。潜在的な利用ニーズもあることから、保護者へサービス利用の周知を図ることで必要としている方にサービス提供を実施していきます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	0			
サービス量 (日/月)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	0			

<第1期の実績・第2期の見込み>

○ 平成30年4月から新設のサービスであり、これまで実績はありませんが、ニーズに対応できるように支援体制の整備やサービスの周知を図ります。

(8) (障がい児)相談支援

<障害児支援利用援助>

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

<継続障害児支援利用援助>

支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (件/月)	計画	6	7	8	7	8	9
	実績	7	7	6			

<第1期の実績・第2期の見込み>

○ 対応可能な事業所が限られていることもあり、利用者数は6～7件で推移しています。

○ 第1期と同様に年1件ずつの増加を見込みます。セルフプランの利用が多数を占める中、相談支援を必要とする児童に対応できるように事業実施の拡大に向け、事業所とともに取組を進めていきます。

はつたつしょう しゃ じ しえん
(9) 発達障がい者(児)への支援

ペ あ れ ん と と れ - に ん ぐ ペ あ れ ん と ぶ ろ ぐ ら む じっし
ペアレントトレーニング(※1)・ペアレントプログラム(※2)の実施

		だい きしょう じふくしけいかく 第1期障がい児福祉計画			だい き じふくしけいかく けいかくち 第2期障がい児福祉計画(計画値)		
		へいせい ねんど 平成30年度	れいわ ねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じゆこうしゃすう 受講者数	けいかく 計画	—	—	—	16	16	16
	じっせき 実績	12	6	8	—	—	—

だい1き じっせき だい2き みこみ
<第1期の実績・第2期の見込み>

- ペアレントトレーニングは市において平成26年度から実施してきました。他の療育機関においても実施されるようになりました。
- さらにおおく ほごしゃ かんけいしゃ じどう りかい ふかめ てきせつ たいおう おこなえる れいわ
 2ねんど ペ あ れ ん と ぶ ろ ぐ ら む じっしよてい れいわ3ねんど かんけいきかん ようちえん
 2年度は、ペアレントプログラムを実施予定です。令和3年度から関係機関(幼稚園、
 ほいくえん がっこう じぎょうしょとう たいしょう ちいき ひろめて
 保育園、学校、事業所等)も対象とし地域に広めていきます。

ペ あ れ ん と と れ - に ん ぐ
(※1) ペアレントトレーニング

はつたつしょう けいこう こども おや しえん ひつつ おや こども こうどう れいせい
 発達障がいやその傾向のある子どもをもつ親への支援の一つ。親が子どもの行動を冷静
 かんさつ とくちょう りかい こども はつたつ とくせい ふまえてこうていてき はたらきかけ かんきょう
 に観察して特徴を理解したり、子どもの発達の特性を踏まえて肯定的な働きかけや環境
 ちょうせいとう えんしゅう とおしてぐるーぷ まなぶがぶろぐらむ とれーなー くんれん うけたせんもんちしき
 調整等を演習を通してグループで学ぶプログラム。トレーナーは訓練を受けた専門知識
 もったひと おこなう
 を持った人が行う。

ペ あ れ ん と ぶ ろ ぐ ら む
(※2) ペアレントプログラム

こそだて いま きづく こども こうどう たいおうほうほう
 「子育てで今できていることに気づく」「子どもの行動により対応方法を見つける」
 おなじなやみ もつおや かんがえきょうゆう もくてき こそだて じしん
 「同じ悩みを持つ親とともに考え共有する」ことを目的に、子育てに自信をつけること
 まなぶがぶろぐらむ こそだて こまりかん おや かつよう かろう ちいき
 を学ぶプログラム。子育てに困り感のあるすべての親に活用することが可能。地域の
 ほいくし ほけんし しんりしとう こうし じっし
 保育士、保健師、心理士等が講師となり実施する。

だい しょう 第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行う推進体制を確保することが必要です。

そのため、多摩市地域自立支援協議会や事業所等連絡会を中心として、市内の障がい者団体・事業者及び庁内の関係部署などと連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行う機会を設け、就労やサービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害施策や関連施策の動向も踏まえ、分析・評価を行い、本計画の目標値、見込み量等と照らし合わせた上で、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

【PDCAサイクルについて】

- ① 令和5年度までの目標、見込み量、その確保方策等を定める（Plan）
 - ② 上記①の方策等を実施する（Do）
 - ③ 定期的に上記①の見込み量等の進捗状況について評価する（Check）
 - ④ 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Action）
- ※ 見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。

2 国、東京都への継続的な要請

個々の障害特性に応じた質の高い障害福祉サービスの提供にあたっては、そのサービスを供給できる体制が整っていなければなりません。特に今般、サービス提供事業者の人材や質の確保が急務となっています。そのためには、報酬体系や十分な研修制度の確立等、見直しを図っていく必要があります。

また、市は、限られた財源の一方で、障害福祉経費をはじめとする扶助費が膨らみ続けるなど、厳しい財政状況が続く状況にあります。これらのことは、市単独で解決できるものではありません。

市は、国あるいは東京都と連携し、障害施策を推進するとともに、財源確保のための法制度改革や支援を国や東京都に継続的に要請し、障害に係る制度全般の基本的な枠組みや広域的あるいは専門性の高い事業について、一層の改善の働きかけを行ってまいります。

さくせいちゅう
作成中